



大阪公立大学
Osaka Metropolitan University

外国人留学生の日本での生活について Life in Japan for International Students

© Osaka Metropolitan University All Rights Reserved.

教育推進課 国際教育担当
Global Education,
Academic Affairs Division



目次

CONTENTS



大阪公立大学
Osaka Metropolitan University

1.入国後すべき 手続きについて

- ・市(区)役所での
手続き
- ・銀行口座開設
- ・公共サービス(電
気・ガス・水道)
の開始手続き

2.在留資格

- ・所属機関の変更
- ・在留期間の更新
- ・在留資格の変更
- ・資格外活動許可
- ・卒業後も日本で
就職活動を続け
たいとき

3.一時出国するとき

- ・みなし再入国許
可について
- ・大学への届け出
(一時出国届の提
出)
- ・その他

4.引っ越しするとき

- ・市(区)役所での
手続き
- ・郵便局の転居・
転送サービス
- ・公共サービス
(電気・ガス・
水道)の変更手
続き
- ・大学への届出

5.帰国するとき

- ・市(区)役所での
手続き
- ・銀行口座の解約
- ・住宅関係
- ・公共サービス
(電気・ガス・
水道)の解約と
精算
- ・在留カードの返
納

1. 入国後すべき手続きについて

【持ち物】

- ・ パスポート
- ・ 在留カード
- ・ 学生証
- ・ 居住地の住所が分かるもの

市(区)役所での手続き

◆住民登録

日本に入国して居住地に到着してから**14日以内**に、居住地の市（区）役所で住民の届出を行ってください。

住民登録すると、あわせて在留カードの後ろにも住所が登録されます。

◆国民健康保険への加入

3か月以上日本に滞在する留学生は、同居する家族も含め国民健康保険への加入が義務づけられています。対象となる場合は、住民登録後、国民健康保険への加入手続きを行ってください。

国民健康保険に加入すると、医療機関での治療費や入院費の**30%**を負担するだけで済みます。

◆国民年金への加入

日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の留学生は国民年金に加入しなければなりません。

対象となる場合は、住民登録後、国民年金への加入手続きを行ってください。

年金保険料については、前年度の所得が一定額以下の場合、申請により保険料の納付が猶予または免除される制度があります。（この申請手続きは毎年行う必要があります。）詳しくは市（区）役所の窓口で相談してください。



銀行口座開設(必要な場合)

日本では、銀行などの金融機関が預金・融資・為替等の業務を行うほか、電気、ガス等の公共料金の自動支払い、クレジットカードの代金支払いなどのサービスも行っています。これらのサービスを利用するには、まず普通預金の口座を開設する必要があります。

公共サービス(電気・ガス・水道)の開始手続き

入居する部屋の公共サービスを自分で契約する必要がある場合は、それぞれ開始の申込みが必要になります。

電気・ガスは基本的には契約先を自由に選択できますが、物件によっては供給会社が決められていることもあります。



【入国後】
-OMU-

所属機関の変更

すでに「留学」の在留資格を持っている者が、日本語専門学校や他の日本の大学から本学に入学した場合、**14日以内**に出入国在留管理庁に所属（活動）機関の変更を届け出る必要があります。

届出の方法はインターネットや窓口を持参、郵送のいずれかで可能です。

以前の所属機関から引き続き在留資格「留学」で本学に入学したときは、必ず所属機関の変更手続きを行いましょう。

手続き詳細は出入国在留管理庁のWebサイトを確認してください。



【所属機関の変更】
-OMU-



【所属機関に関する届出】
-出入国在留管理局-

在留期間の更新

進学、進級などで当初の在留期間を超えて引き続き日本に滞在する時は、在留期間更新の手続きが必要です。

出入国在留管理庁は、**在留期限の日の3か月前から更新許可申請書を受け付けます**ので、在留期間の満了する当日までに下記必要書類を提出し、必ず手続きを行ってください。

在留期限を1日でも過ぎると、不法滞在として扱われます。くれぐれも注意し、早めに在留期間更新手続きを行ってください。

在留期間の更新

【必要書類】在留資格「留学」の場合

①	在留期間更新許可申請書 (申請人等作成用)	用紙は出入国在留管理庁ホームページからダウンロードできます。
	在留期間更新許可申請書 (所属機関等作成用)	所属するキャンパスで発行依頼してください。
②	パスポート (提示)	
③	在留カード (提示)	
④	提出書類一覧表	用紙は出入国在留管理庁ホームページからダウンロードできます。 「(1)大学(短期大学、大学院を含む。)、大学に準ずる機関、高等専門学校(認定日本語教育機関を除く。)」の「a.適正校(クラスⅠ又はクラスⅡ)である旨の通知を受けた機関」をダウンロードすること。
⑤	在学証明書 ※研究生は「研究生証明書」	大学にある証明書自動発行機で発行できます。 ※研究生は教育推進課で発行します。
⑥	成績証明書 ※研究生は不要	大学にある証明書自動発行機で発行できます。
⑦	手数料	[窓口] 6,000円、[オンライン] 5,500円
⑧	写真 1枚	縦4cm×横3cm、最近3か月以内に撮影されたもの

※提出書類に関する注意事項は次のページより確認ください。

在留期間の更新

◆提出書類一覧についての注意事項

- 大学の窓口で発行する証明書は、申請を受けてから書類の発行までに1週間程度かかりますので、時間に余裕を持って申請してください。
- 日本語学校を修了して本学に入学し、在留期間の延長をする場合には、出席証明書（発行可能な場合）、成績証明書及び修了証明書が必要です。
- 他大学を卒業して本学に入学し、在留期間の延長をする場合には、前在籍校の成績証明書及び卒業証明書が必要です。
- 休学や留年した場合は、休学・留年の理由、卒業までの学習計画などについて詳しく記載した「理由書」が必要です。
- その他、出入国在留管理庁の判断により、他資料（経費支弁能力に係る資料や証明書）等の提出を求められる場合があります。

各用紙のダウンロードや手続き詳細は出入国在留管理庁のWebサイトを確認してください。

[在留資格「留学」](#) | [出入国在留管理庁](#)



【在留期間の更新】
-OMU-



【在留資格「留学」】
-出入国在留管理局-



在留期間の更新

【所属機関作成用発行窓口】

※在留期間更新許可申請書(所属機関等作成用)の発行依頼先

杉本キャンパス (梅田サテライト所属学生を含む)	教育推進課 国際教育担当 【学生サポートセンター 2 階】
中百舌鳥キャンパス	教育推進課 国際教育担当 【B17棟 I-wing なかもず】
森之宮キャンパス	教育推進課 国際教育担当 【4階413 国際教育センター】

上記以外のキャンパスに所属している学生は、所属キャンパスの学務課又は、学生・教務担当へお問い合わせください。

2. 在留資格



大阪公立大学
Osaka Metropolitan University

在留資格の変更（在留資格を「留学」に変更したいとき）

現在認定されている在留資格を変更する場合は、出入国在留管理庁で在留資格の変更許可を受けなければなりません。ただし、変更は、申請すれば必ず許可されるというものではありません。
本学の留学生の在留資格は原則として「留学」になっています。（授業料減免の申請、奨学金応募などには、在留資格「留学」が必要です。）



【在留資格の変更】
-OMU-



【在留資格「留学」】
-出入国在留管理局-

資格外活動許可（アルバイトをするとき）

在留資格が「留学」の場合は、働いて収入を得ることは認められていません。しかし、学費や生活費を補う必要があってアルバイトをする場合には、出入国在留管理局の資格外活動許可を得て働くことができます。ただし、許可を受けずにアルバイトをすると罰則や強制退去の対象となってしまうので、注意してください。



【資格外活動許可】
-OMU-



【資格外活動許可申請】
-出入国在留管理局-

卒業後も日本で就職活動が続けたいとき

在学中に就職活動をしていたが就職先が決まらず、卒業後も日本で就職活動が続けたい場合は、「留学」から「特定活動（継続就職活動）」に在留資格を変更する必要があります。（在留期間6カ月。1回延長申請可能。※正規生のみ。特別履修生、特別研究生および研究生等の非正規生は対象外です。）
申請には、自分で用意する書類の他に、大学からの「推薦状」が必要です。推薦状の発行は学生課キャリア支援室で行います。



【外国人留学生の方へ（日本での就職）】
-OMU-

みなし再入国許可について

1年以内に再入国する場合、有効な旅券（パスポート）及び在留カードを持参すれば、原則として通常の再入国許可の取得が不要となります。（この制度を「みなし再入国許可」といいます。）

1年以上出国する場合は出国前に住居地を管轄する地方出入国在留管理官署で「再入国許可」を申請してください。



【みなし再入国許可について】
-OMU-



【みなし再入国許可】
-出入国在留管理局-

大学への届け出(一時出国届の提出)

日本を出る前に、一時出国届を大学に出してください。



【一時出国届（留学生用）】
-OMU-

その他

- 大学が管理する宿舎に入居している場合は、「長期不在届」を宿舎の管理人に提出してください。
- 指導教員の先生にも事前に伝えておきましょう。
- 奨学金を受給している場合、財団によっては届出が必要、または帰国日数が制限されていることがあります。必ず確認しておいてください。財団への届出が必要な場合は、事前に財団や大学に連絡するようにしましょう。

市(区)役所での手続き

◆転居届・転出/転入届

<同じ市で引っ越しの場合>

引っ越してから14日以内に、居住地の市（区）役所に「転居届」を提出してください。

<別の市へ引っ越しの場合>

引越し前：引っ越す前の居住地の市（区）役所に「転出届」を提出してください。

引越し後：引っ越してから14日以内に、新しい居住地の市（区）役所に「転入届」を提出してください。

◆国民健康保険

同じ市で引っ越し場合は、住所変更の届出のみ行ってください。

別の市へ引っ越し場合は、転出届・転入届を提出するときにそれぞれの市（区）役所で手続きが必要です。

◆国民年金

新しい居住地の市（区）役所にて住所変更の届出を行ってください。

郵便局の転居・転送サービス

郵便局に転居届を提出すると、届出日から1年間は引越し前の住所に届いた郵便物を新しい居住地の住所に転送してくれます。

引っ越したときは必ず転居届を郵便局に提出しましょう。

提出方法は近くの郵便局窓口、ポスト投函、インターネット等があります。詳しくは郵便局のWebサイトで確認してください。

公共サービス（電気・ガス・水道）の変更手続き

自分で公共サービスの契約をしている場合は、住所変更などの手続きが必要になります。水道は居住地の水道局に届け出る必要があります。同じ市で引っ越す場合は住所変更の手続きのみ行います。別の市へ引っ越す場合は、引越し前の市で水道停止、新しい居住地の市で水道開始の手続きを行いましょう。

電気・ガスは住所変更の手続きを忘れずに行いましょう。

大学への届出

学生ポータル（UNIPA）に新しい住所を登録してください。



市(区)役所での手続き

帰国日が決まっている場合は、**帰国する1ヶ月前から**手続き可能です。
市（区）役所には、以下を持って行きましょう。

- ・ 帰国日を証明する書類（航空券やE-チケット等）
- ・ パスポート
- ・ 在留カード
- ・ （国民健康保険）資格確認書
- ・ （国民年金）基礎年金番号通知書
- ・ マイナンバーカード（持っている場合）

◆転出届の提出

帰国する前に居住地の市（区）役所で「転出届」を提出してください。

◆国民健康保険の脱退・精算手続き

「転出届」提出後、国民健康保険の窓口で脱退手続きを行い、保険料の過不足を精算します。

◆国民年金の資格喪失手続き

「転出届」提出後、国民年金の窓口で資格喪失手続きを行い、保険料の過不足を精算します。

◆マイナンバーカードの返却

マイナンバーカードを持っている場合は、窓口にてマイナンバーカードを返却してください。

銀行口座の解約

銀行口座を持っている場合は、帰国する前に解約の手続きをしてください。
奨学金等の振り込みや公共料金の引き落としなどがある場合は、すべて精算してから解約するようにしましょう。

住宅関係

住んでいる部屋から退去するにあたり、事前に家主に解約を申し出ておかなければいけません。
民間アパートなどは退去月の2か月前ないし1か月以上前に解約の申出が必要となる場合がありますが、物件によって異なるため、いつまでにどのような方法で解約を申し出る必要があるか、事前に賃貸借契約書や不動産会社に確認しておきましょう。

公共サービス（電気・ガス・水道）の解約と精算

自分で公共サービスを契約している場合は、帰国するまでに解約と精算の手続きをしてください。
解約する1か月前から手続き可能となることが多いので、なるべく早く手続きしておきましょう。

在留カードの返納

在留カードは、日本を出国する時に空港にて入国審査官に返納してください。



【帰国するとき】
-OMU-

ありがとうございました